主な記事
2・3面　佐伯副委員長に聞く　ジェンダー平等推進闘争
自治労第164回中央委員会／2023憲法大集会
コラム　もう一度平和・憲法を考える
4面　私のおすすめ（自治労多摩市職員組合　執行委員長　中村里子）
岸まきこ、鬼木まこと　国会質疑
連合　医療・介護フェス2023

自治労東京

千代田区飯田橋3丁目9番3号
SKプラザ4階
電話 03-3556-3755
自治労東京都本部 企画総務局 発行
責任者　松村　誠治
編集者　須崎　崇文
1部10円（但し組合員は組合費に含む）

4年ぶり人数制限なし
第94回メーデー中央大会 28,500人参加

4月29日、第94回メーデー中央大会が代々木公園にて開催された。2020年以降はコロナ禍によりウェブ形式や小規模での開催が続いていたが、今回は4年ぶりに人数制限のない開催となり、都本部からは1751人が参加し、全体では約28500人が参加した。

主催者挨拶に立った芳野友子メーデー中央実行委員長（連合会長）は今年の春季生活闘争において30年ぶりの高水準で賃金改善が行われていることに触れ、「物価が上がることが悪いわけではない。なぜなら物にはその状況に応じた適正な価格があるからだ。私たちが一生懸命に働いて提供する物やサービスであるからこそ、それに見合った価格となり、私たちの給料もそれに見合った額となるべきだ。一丸となって取り組んでいこう。世の中全体で『給料が上がった』『生活が楽になった』と感じるためには、労働者の7割が働く中小企業で賃上げが行われなければならず、中小企業の賃上げには企業間での適正な価格での取引が欠かせない。メーデースローガンである『支え合い・助け合う社会をつくり、くらしをまもる！　笑顔あふれる未来をめざし　力を合わせ、ともに進もう！』を実現するため、働く仲間の思いを一つに、連帯してともに進んでいこう」と述べた。

現場からの訴えとして登壇した認定NPO法人キッズドアの渡辺由美子理事長は子どもの貧困に言及し、「コロナ禍が収束しても、物価高もあり困窮子育て家庭は未だに厳しい状況だ。子どもに進路希望を諦めざるを得ない家庭も少なくない。貧困バッシングを止めていただき、苦しい時に苦しいと言える社会にしていただきたい」と訴えかけた。

▲がんばろう三唱をする都本部参加者

三多摩メーデー 1万2千人参加

また、同日、三多摩メーデーが「コロナ禍でも負けないぞ！～すべての働く者の連帯で『働くことを軸とする安心社会』の実現を三多摩地域から発信しよう！～」をテーマに立川市民運動場で開催され、自治労からは1268人、全体で1万2千人が参加した。主催者を代表し高橋実行委員長（連合三多摩ブロック地協議長）から「メーデーは我々働く者の式典だ。産業や個々の労働組合の枠を超えて交流を深めてほしい」との呼びかけがあり、来賓として連合東京会長代行、東京都市長会会長の石阪町田市長、国会議員などが登壇した。4年ぶりに設置された「こども広場」ではフットボールパフォーマンスが行われ、多くの親子連れの参加者で賑わった。出店ブースでは、西東京市職労による被災地支援の物産販売が行われるなど、多くの人々の交流が図られた。

▲主催者挨拶に立つ高橋実行委員長

2023都本部「現業統一闘争（第1次闘争）総決起集会」を開催

都本部は、人員確保闘争と現業統一闘争（第1次闘争）を、現業・非現業の枠を超えた単組全体の人員確保の取り組みとして、予算要求や政策要求と連動した運動として推進する。統一闘争として臨む意義は、「交渉到達点の底上げ」にある。全ての単組で共通目標を掲げ、その達成にむけて一斉に交渉することで、近隣単組や都内単組の情報を共有しながら、交渉を優位に進めていくことができる。2023年の取り組みにおいても第1次闘争として、6月16日を統一行動日に設定、その成果をもって秋の第2次闘争にむけて継続的に交渉を積み重ねる。

これに先立って、都本部は5月16日に「2023都本部現業統一闘争（第1次闘争）総決起集会」を中野サンプラザにて開催し、15単組68人が参加した。集会では、吉野都本部現業評議会議長（青梅市職）、松村都本部委員長から、2023人員確保・現業統一闘争を産別統一闘争として取り組む決意が述べられた。続く基調講演では、自治労本部の吉村現業局長から「自ら声を上げないと現場の課題は解決しない。粘り強い取り組みによって25年ぶりの採用を勝ち取ったとの報告もある。求められるものや現場が変わるように、取り組みにも変化が必要だ。みんなで賃金・労働条件の改善にあきらめずに取り組もう」と述べた。その後は各部会の決意表明、集会決議採択を通じて「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」にむけて、新規採用による人員確保を求めて、あきらめることなく、粘り強く闘っていくことを全体で確認した。

▲集会最後に闘争への決意を固めた

東奔西走

今年のゴールデンウィークは、各地の観光地も久しぶりに賑わいを見せ、鉄道利用も東海道新幹線ではコロナ禍前を超える水準まで戻ったという▼何気なく利用している新幹線も「自動運転」に向けた試験が進められ、誤差も2秒、9ミリというレベルとのこと。運転士の卓越した技術による運行も過去の話になってしまうのか▼かつての特撮番組に『第四惑星の悪夢』という話があった。新型ロケットの自動操縦（遠隔操縦）によるテスト飛行の際、遠隔操縦が効かなくなり、地球そっくりな第四惑星にたどり着く。その惑星では、人間がロボットを生み出してから怠け者になり、結果、人間がロボットに支配されることになってしまった▼ここ数年、業務のDX化が求められ、多くの職場で進められている。それにより、利便性が高まっていることも少なくない。▼便利になることで、果たして何が生み出されるのか。「第三惑星の悪夢」とならないためにも、改めて考えたい。（海老名）

視覚障害その他の理由で活字のままで利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の制作をすることを認めます。その際には自治労東京都本部までご連絡ください。

自治労第164回中央委員会
民間春闘の成果を公務労働者にも確実に 人事院・総務省交渉の強化等を要請

▲発言する都本部 高橋副委員長

5月25日～26日の2日間の日程で、自治労第164回中央委員会が全面ウェブで開催され、都本部は第3回単組代表委員会（5／23）で確認された臨む態度に基づき賛成の立場で臨んだ。

冒頭、川本中央執行委員長は政治情勢や賃上げの課題に触れ、「4月の統一自治体選挙において組織内・政策協力議員233名の当選を勝ち取ることができた。公務員の賃労働条件などが議会で決まる以上、私たちは政治と無関係ではいられない。また、賃金については、今般の物価高や春闘における賃上げの動向を考えれば、公務労働者として賃上げを求めていくのは当然だ」と述べた。

質疑討論では、都本部の高橋副委員長より、①組合員が労働組合に最も期待するものは賃金改善だ。賃金改善が組合の結集力の基軸となることは言うまでもなく、今年の民間春闘の賃上げの流れを再任用職員を含むすべての公務労働者に反映されるよう月例賃金の大幅な引き上げにむけた人事院・総務省交渉の強化を求める、②会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正地方自治法が成立したことを受け、2024年度からの施行であることを踏まえると2023確定闘争期がたたかいのヤマ場となることから早い段階での方針提起を求める、といった内容に加え、③三多摩地域の各自治体で異なっている地域手当の支給率の課題について総務省対策の強化の要請、④保育・学童職場における地方交付税措置、配置基準の改善など処遇改善にむけた取り組みの強化などを本部へ要請し、見解を質した。

本部答弁

これに対し本部からは、「社会全体で賃上げのムードが高まっている今、自治労としてその波に乗っていく必要がある。会計年度任用職員の勤勉手当支給については、地方自治法の改正を受け、今後は各自治体で2024年度からの支給をめざし、常勤職員と同月数の支給とする条例改正への取り組みが重要だ。同時に、期末手当の支給月数や勤務時間、昇給の上限についても確認・交渉をし、処遇改善につなげていただきたい。見直しがされる予定の地域手当に関わっては、人材確保等に与える影響を踏まえ、近接する自治体間の差がこれ以上広がらないよう、公務労働と連携し要請を行いつつ、国の制度を画一的に地方へ強制することのないよう国に求めていく。保育・学童職場など福祉職場の処遇改善については、連合と連携してこども家庭庁へ要請行動を行うとともに、国会対策に取り組んでいく」との答弁があった。本中央委員会で提起されたすべての議案は、中央委員の圧倒的多数の賛成によって承認された。

佐伯副委員長に聞く
ジェンダー平等の推進がより働きやすい職場環境を生み出す

自治労は、男女平等の推進を自治労運動のすべてに関わる課題として位置付け、「労働組合の男女平等参画」、「職場の男女平等の実現」、「男女平等の法制度・社会環境の整備」の実現をめざしている。都本部では第3回単組代表委員会（5月23日）において都本部2023ジェンダー平等推進闘争方針を確認した。そこで今回は、都本部ジェンダー平等・多様性推進委員会で委員長を担う佐伯里香都本部副委員長（中央区職労）にジェンダー平等の課題について聞いた。

▲都本部　佐伯副委員長

都本部は、「ジェンダー平等（※）にむけて政府、連合、自治労が男女平等の推進月間とする6月を基軸に、取り組みを推進する。職場・地域・労働組合、それぞれの領域での集中的に取り組むことで、社会全体の機運を高めジェンダー平等の実現をめざす。

Q1．職場や身の回りでジェンダー格差を感じたことはありますか？

佐伯：コロナ禍は「女性不況」と呼ばれるほど女性に深刻な影響を与えました。とりわけ女性の就業率が多い非正規労働者については、正規労働者に比べて就業者数が大きく減少しました。公務職場でも会計年度任用職員の常勤職員との均衡待遇を求めていますが、賃金格差は埋まらず、ダブルワークをしている人もいます。一方、正規労働者の生涯賃金は、女性は男性の80％程度という統計が出されています。

女性の妊娠・出産・育児が大きな要因として挙げられており、昇給、昇任が遅れたり、閉ざされたり、といったことがあります。正規労働者においても男女格差が生じているのです。なお、公務においても「採用、登用、継続勤務年数や超過勤務の状況等で男女が異なる状況がある場合は差異が生じ得る」と政府も指摘しています。

Q2．ジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの関係性は？

佐伯：ジェンダー平等を進めるために必要なことは、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）などによる格差や差別につながる行動や言動などへの気付き、そして固定的な性別役割分担意識の払拭があげられます。例えば、長時間労働の常態化は、職員の子育ての機会の制約につながります。このことが男性は仕事、女性は育児といった性別役割分担の固定に繋がる恐れがあります。夫婦がともに子育て出来る環境整備、つまり、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現していけることがジェンダー平等にむけた重要な取り組みになります。

Q3．都本部2023ジェンダー平等推進闘争方針によってめざす職場のあり方はどのような形ですか？

佐伯：都本部2023ジェンダー平等推進闘争方針では自治体・使用者に対して要求書を提出し、性別による差別の解消、固定的性別役割分担につながる長時間労働の是正をはじめとするワーク・ライフ・バランスの実現など、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合うことのできる職場にしていきたいと思います。

ギスギスして、ハラスメントも横行し、笑顔もないような職場は良質な公共サービスを提供できる組織であるとはとても思えません。

どのような闘争もそうですが、まずは要求しなければ（伝えなければ）何も変わりません。都本部に結集する全単組で取り組みを進めていただきたいと思います。

方針に基づく大きな取り組みとしてはもう一つ。都本部では、ジェンダー平等推進・多様性尊重学習会「知っていけるLGBTQ＋」を早稲田大学文学学術院准教授の森山至貴さんを招いて開催します。LGBTQ＋の理解を深めることで、職場をはじめとした様々な場面に潜むジェンダー課題等に気付くことができるようにしたいと思っています。単組の役員を中心に積極的に参加いただきたいと思います。

都本部ジェンダー平等推進・多様性尊重学習会「知っていけるLGBTQ＋」

講演会とグループディスカッションによる学習会を開催。

日時：6月25日（日）13時30分～16時30分

場所：連合会館

講師：森山至貴氏（早稲田大学文学学術院准教授）

※後日、都本部HPにて閲覧可能

日本の男女平等をめぐる状況

2022年7月13日に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「ジェンダーギャップ指数2022」（国別に男女格差を数値化）によると、日本は調査対象となった世界146ヵ国中の116位で指数は0・650（1に近いほど男女格差が存在しないことを示す）で、第1回調査（2006年）時点の指数0・645からほぼ進んでいない状況となっている。

要因としては、国会議員の男女比や閣僚の男女比などを表す「政治分野」と、労働参加率や賃金の男女格差、管理職の男女比などを示す「経済分野」が極めて低位となっている。私たちにできることはなにか、2023都本部ジェンダー平等推進闘争への結集をご改めてお願いしたい。

※ジェンダー平等…ジェンダーは「社会的・文化的に形成された性別」のことを言い、男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割・思考・行動・表象全般のこと。自治労東京では、このジェンダーによる格差や偏見、差別を解消し、性的指向・性自認を尊重し、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合うことをジェンダー平等としています。

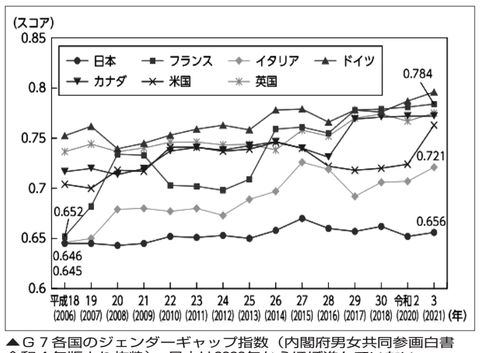

▲G7各国のジェンダーギャップ指数（内閣府男女共同参画白書令和4年版より抜粋）。日本は2006年からほぼ進んでいない。

新たな戦前にさせない！
2023憲法大集会 2万5千人が集結

5月3日、有明防災公園にて「あらたな戦前にさせない！」をとくらしと2023憲法大集会」が開催され、主催者発表で約2万5千人が参加した。都本部からは約190名が参加した。

当日は至聞工業大学憲法学教授の清末愛砂さんからは防衛費を優先する今の政治への問題提起があり、沖縄大学地域研究所特別研究委員の泉川友樹さんからは沖縄が過度に国防上の負担を背負っているとの現状について危惧しているとの訴えがあった。続いて、立憲民主党代表代行の西村智奈美議員はじめとする各野党国会議員から連帯挨拶が行われた。

最後に行動提起（案）が読み上げられ、「#改憲大軍拡NO！」「敵基地攻撃能力いらない」のアピールカードを参加者一同で掲げ、平和と憲法を守る意思統一が図られた。

岸田政権は昨年12月に安全保障関連3文書を閣議決定し、「反撃能力」の保有を明記するなど、確実に軍拡、改憲への動きを強めている。過剰な軍拡は他国の警戒を強め、日本に対抗して他国も軍備を拡大する負の循環を生み出しかねない。武力では平和を作り出せないことは明白であり、外交努力によって平和を作り出すことが必要だ。平和と命を守るため、都本部は軍拡政策に対して今後も反対の声を上げ、平和憲法を守る運動を強化していく。

▲アピールカードを掲げる参加者

コラム
「もう一度 平和・憲法を考える」

自治労東京都本部 自治研・政策担当局長 西岡 芳宏

▲今年の沖縄平和行進の様子

現在開催中の通常国会において、毎週憲法審査会が開かれ、自民党や日本維新の会などのいわゆる改憲勢力は憲法改正発議を急いでいる。

また、昨年のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、改憲勢力は台湾有事などを引き合いに、軍事費増強、敵基地攻撃能力の保有が他国に対する抑止力になり、国防において重要であると煽っている。

戦後78年を迎える今、軍拡・改憲を声高に叫ぶ政治家のほとんどは、日本で起きた先の大戦の惨劇を経験していない。ひとたび軍事衝突が起きた場合にどんな惨状が待ち受けているのか、歴史を振り返り、しっかりと想像してみてほしい。

沖縄では、毎年5月15日の沖縄の日本復帰に合わせて沖縄平和行進が行われている。今年も自治労東京から多くの組合員が参加した。先の沖縄戦においては、各地で住民の集団自決という痛ましい事態が多く起こったが、それらは住民が自らの意思で行ったわけではなく、労勢に陥った日本軍が、捕虜となった住民から軍内部の情報がアメリカに流出することを恐れ、手榴弾等の道具を与え、自決を選択させるよう仕向けたという側面が非常に大きい。歴史上、ほとんどの戦争は、国民を守ることを名目としていても、実際には領土の拡大、国家体制の維持を目的としており、特に労勢に陥った国においては広く一般市民を守る作戦・行動を高い優先度で実施していない。

今の憲法があるから、平和がある

軍事力の強化は周辺国を中心に他国にも影響を与え、軍事拡大の連鎖が起こり、平和とは真逆の緊張状態を生む。そして、国家間の些細な事象が、軍事衝突を誘発する。

歴史から学び、平和を保つ手段を考えれば、軍事力増強を互いに繰り返すのではなく、対話などの外交手段を用いるべきであり、現在の日本のように70年以上維持する平和憲法を捨て、争に対して、ほとんどが被害者である。

そもそも国民主権の前提のもと、国務大臣・国会議員は憲法を尊重し擁護する義務を負う（憲法第99条）。つまり憲法は国家や権力者が拘束するものであり、国家が国民を縛るものではなく、権力者が自分たちの意のままに国を動かすためのものでもない。

都本部は、今後も平和を訴える取り組みへの参画や、平和を求める議員との連携を通じて、憲法と平和を守る取り組みを強化していく。私たちが安心して働き続けられる社会の前提は「平和」だ。憲法記念日や沖縄平和行進、また今の紙面を通じて、組合員のみなさんにも一度、平和と憲法を考える契機としてもらえれば幸いだ。

機関紙パズル ほっと一息

【四字熟語パズル】

問題

(1)○の中に漢字1字を入れて、四方の漢字に対応する2字の単語を完成させてください。

(2)4つの○のそれぞれの漢字が回答できたら、○の中の漢字を並べ替えて四字熟語を完成させてください。

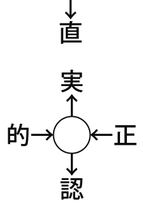

● 締切　2023年6月26日（月）

左記QRコードをスマートフォンなどで読み取り、必要事項を記入、ご応募ください。ご応募頂いた方の中から、抽選で10名様にギフトカード3000円分をプレゼントいたします。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

● 5月1日号　クロスワードパズルの答え「サツキバレ（五月晴れ）」

フレッシャーズキャンペーン実施中！　中央ろうきん

メインバンクは〈中央ろうきん〉で！
QUOカードPay 500円分プレゼント！

対象者　年齢30歳以下の組合員の方
※普通預金をお持ちの方、かつ、ろうきんアプリに口座登録をされている方。

対象商品（新規契約）　❶給与振込※1　❷財形貯蓄※2　❸エース預金※3
※1 当金庫のシステムにて給与振込として判定できるものを対象とします。※2・3 年間積立額6万円以上のご契約が対象となります。

対象期間　2023年3月1日（水）～2024年2月29日（木）

※複数のご契約をいただいても、QUOカードPayは1人様500円分が上限となります。※ろうきんアプリのアカウント・口座登録時に利用する金庫を「中央労働金庫」とご選択いただいた方のみ対象となります。※QUOカードPayは、ろうきんアプリの口座登録時にご入力いただいたメールアドレス宛に翌月末日にお送りいたします。※メールが未着となった場合、QUOカードPayの再交付はされませんのでご了承ください。※ドメイン指定受信をされている場合は「@chuo-rokin.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談は　●〈中央ろうきん〉へ取次ぎをご希望の方は組合事務所まで　●商品・サービスの詳細については〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください

2023年6月1日現在

こくみん共済coop NEWS　5120B006

いざというとき、大丈夫ですか？
風水害から盗難まで保障、地震にも備える

自然災害共済　大型タイプ

毎月加入できます！

風水害などのケース　最高保障額 4,200万円　突風・台風・豪雨・洪水・雪崩・高波など
地震などのケース　最高保障額 1,800万円　地震・噴火・津波など

※自然災害共済は、火災共済に付帯しての契約となります。自然災害共済のみに加入することはできません。
※最高加入限度口数住宅400口+家財200口で加入の場合の保障内容

「こくみん共済coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

住まいる共済
火災共済・自然災害共済
「住まいる共済」は、火災共済と自然災害共済をあわせた呼び名です。
ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。
こくみん共済〈全労済〉coop　全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合
契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

映画

シネマジャーナル
編集者
穂曇　萌

『ぼくたちの哲学教室』

監督：ナーサ・ニ・キアナン
&デクラン・マッグラ

北アイルランドの小学校で行われている哲学の授業を2年間にわたり記録

北アイルランド紛争ではプロテスタントとカトリックの対立が繰り返され、紛争の記憶と分断が残る街ベルファスト。街には現在も「平和の壁」と呼ばれる分離壁が存在する。

本作は、この街のホーリークロス男子小学校の哲学の授業を2年間にわたり記録したドキュメンタリー。

労働者階級の住宅街にあるこの学校では、「哲学」が主要科目になっていて、「どんな意見にも価値がある」というケビン・マカリービー校長の考えのもと、校長自ら哲学の授業をおこなっている。

校長室にフィギュアを置くくらいエルヴィス・プレスリーを愛する愛嬌と威厳を兼ね備えたケビン校長。

校長は毎回課題を提起し、子どもたちは異なる立場の意見に耳を傾けながら自分の考えを言葉にしてゆく。宗教的、政治的対立が残るこの街で、哲学的考えと対話による問題解決を探るケビン校長と生徒たちの、微笑ましくも厳粛な対話の挑戦を追う。

この学校では対話を重視し、校長先生だけでなく他の先生もそのように子どもと接する。トラブルを抱えた生徒や暴力などの問題を起こした生徒にも、ただ怒るのではなく生徒の思いを聞く。そして、自らの内にある不安や怒り、衝動をコントロールすることが、生徒たちの身を守る何よりの武器になると考えている。

しかし、紛争による対立が長く続き、憎しみの連鎖を断ち、平和を維持するのは簡単ではない。コロナや数々のトラブル、子どもをめぐる環境の変化も描き、哲学的思考と対話による問題解決を探るケビン校長の大いなる挑戦を捉えている。

● 5月27日(土)よりユーロスペースほか、全国順次公開
☎03－3461－0211

私のおすすめ

『庭の手入れ』

自治労多摩市職員組合　執行委員長　中村（なかむら）　里子（さとこ）

●出身県：東京都
●組合歴：2015年～執行委員
2017年～書記次長
2019年～執行委員
2021年～執行委員長

以前の私は、庭の手入れが面倒で、伸びた枝は切る、草は全て抜く、枯れた花は汚いので花は咲かない方が良い、そんな考えだった。剪定方法を学ぶ気もなく、家の庭木は闇雲に切っていた。

1年ほど前に家を引っ越し、少し広い庭ができた。中古で購入したその家の庭には、以前の住人が植えた、みかん、きんかん、梅、ツツジ、うつぎ、すずらんなど、様々な植物が生息していた。しかしながら、数年間空き家だったため、枝は伸び放題、虫に食われ枯れかけの木もあった。さらに春からは雑草がグングン伸びてくる。その光景に途方に暮れた。

考えが変わったのは、引っ越し後2回目の春だった。冬になると葉が落ち、草は枯れ、殺風景な庭となっていた。ところが春になると、昨年と同じ場所から芽が出てきて、枯れかけている枝からも葉が出て花が咲いている。その光景を見た時、以前の住人が大切にしていたであろう、四季折々の景色を楽しめるこの庭を「私も大切にしたい」と感じた。

それからは庭の手入れが好きになった。YouTubeで園芸情報を仕入れては実践している。特に剪定は、どの枝を切るべきか、樹形を見ながら考えるのが面白い。雑念があっては切り間違える。木に集中するのが心地良い。今ではすっかり剪定にハマった私がいる。

最近は1歳と3歳の娘の子育て一色だったので、学ぶのが楽しいと感じたのも久々である。週末の早朝は庭で過ごすことで、頭と心をリセットし日々の活動のエネルギーを満タンまで回復させている。

自治労組織内国会議員会計年度任用職員や医療従事者の処遇改善について国会で質疑

自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員、鬼木まこと参議院議員が国会で質疑を行った。

主な質疑・答弁の内容は以下のとおり。

①岸まきこ参議院議員　4月25日　総務委員会

(1)会計年度任用職員や臨時・非常勤職員の存在の意義、重要性に対する見解、(2)すべての自治体で勤勉手当支給を行うべきであること、(3)国の非常勤職員との権衡をはかるため、給与改定の時期、遡及等について質問した。

松本剛明総務大臣からは、「会計年度任用職員についても常勤職員の取り扱いに準じた改定を行うことが基本」との答弁があり、公務員部長からは、「会計年度任用職員の適正な処遇の観点から、法案が成立した場合には地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えている」との答弁を得た。

※本委員会の翌日（4月26日）、参議院本会議で会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案が可決・成立した。

②鬼木まこと参議院議員　5月22日　決算委員会

2022年10月から診療報酬に看護職員処遇改善評価料が新設されたが、人材確保、育成、定着をはかることが安定的な医療提供体制の確立に不可欠であることから、すべての病院で働くすべての職種に拡充されるべきと訴えた。

加藤勝信厚生労働大臣からは、「評価料の在り方については、給与にどのように反映されているか検証していくことになっており、検証結果等を踏まえて2024年診療報酬改定にむけて議論を深めていきたい」との答弁があった。

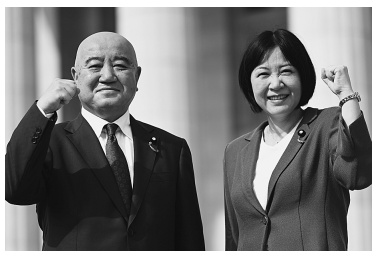
▲自治労組織内議員の鬼木まこと(左)、岸まきこ(右)

連合「医療・介護フェス2023」医療・介護現場　人材確保・処遇改善を訴える

5月20日、連合「医療・介護フェス2023」がウェブで開催された。本集会は、医療・介護の現場で働く労働者の現状と処遇改善にむけた取り組みの一環として例年開催されている。

連合の芳野会長は「働く仲間が安心して働くためには医療・介護サービスの確保が重要。現場で働く皆さんの処遇改善の必要性を改めて確認する必要がある。本集会を通じて、連合に現場からの声を届けてほしい」と述べた。その後、ニッセイ基礎研究所保険研究部主任研究員の三原岳さんによる「医療・介護の生産性向上を巡る議論と展望」というテーマの講演が行われた。

続くトークセッションでは、「コロナ禍と処遇改善の現状」「さらなる処遇改善の実現に向けて」というテーマで連合総合政策推進局長の佐保昌一さん（自治労出身）がモデレーターとなり、自治労、UAゼンセン、ヘルスケア労協の当事者が登壇しトークセッションを繰り広げた。セッションでは「世の中はアフターコロナという風潮が広がる一方で、医療・介護現場はウィズコロナの中で奮闘している。温度差の広がりを懸念している」など意見があり、医療・介護従事者のモチベーションを保つために十分な処遇改善を行うことが必須であると結論付けられた。

最後に、医療・介護現場の最前線で働く仲間の人材確保・処遇改善を強く訴え、「安心と信頼の医療と介護」を実現する当事者として取り組むことを要旨とするアピールが採択され終了した。

自治労東京都本部ホームページリニューアルしました！

機関紙「自治労東京」電子版も掲載！

※組合員専用ページ
パスワード
「tohonbu」

⬅QRコードからアクセス！
QRコードを読み込めない場合は「https://jichirotokyo.jp/」までアクセスしてください。

自治労2023人勧期署名行動の取り組みにご協力を！

自治労は組合員の暮らしを守るため、人事院勧告にむけた賃金引上げの要求実現をはかるべく、署名行動を実施します。人事院勧告は、地方公務員の賃金の増減に直結する人事委員会勧告に影響を与える重要な勧告です。組合員の皆さんの声を集めて人事院へ働きかける大きな力とするためご協力をお願いいたします。

1．目的：
（1）引き続く物価高騰下において、日々現場で奮闘する組合員の生活を守るため、全世代にわたる職員の賃金引き上げを求める
（2）本年の人事院勧告において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に関する「骨格案」が示されることを踏まえ、本府省のみならず地方で働く職員にも十分に配慮した見直しを行うよう求める等
2．取組期間：5月下旬～6月下旬
3．署名提出先：人事院総裁
4．取り組み対象と目標：全組合員、組合員1人2筆以上

●詳細は組合事務所までお問い合わせください。